

京都市障害福祉サービス事業所、障害者支援施設及び身体障害者福祉センター条例の一部を改正する条例（令和4年12月23日京都市条例第39号）（保健福祉局障害保健福祉推進室）

京都市洛西ふれあいの里デイサービスセンター及び京都市洛西ふれあいの里授産園で実施している障害福祉サービス事業並びに京都市洛西ふれあいの里療護園及び京都市洛西ふれあいの里更生園を障害者支援施設として運営する事業については、民間事業者に移管することによりこれらの事業の継続を図ることが望ましいと考えられることから、これらの施設を廃止することとしました。

この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

京都市障害福祉サービス事業所、障害者支援施設及び身体障害者福祉センター条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年12月23日

京都市長 門川 大作

京都市条例第39号

京都市障害福祉サービス事業所、障害者支援施設及び身体障害者福祉センター  
条例の一部を改正する条例

京都市障害福祉サービス事業所、障害者支援施設及び身体障害者福祉センター条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項各号列記以外の部分中「及び京都市洛西ふれあいの里療護園」及び「京都市洛西ふれあいの里更生園及び」を削る。

第6条第3項及び第8条第2項第3号中「京都市洛西ふれあいの里更生園及び」を削る。

別表第1京都市洛西ふれあいの里デイサービスセンターの項及び京都市洛西ふれあいの里授産園の項を削る。

別表第2京都市洛西ふれあいの里療護園の項及び京都市洛西ふれあいの里更生園の項を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(保健福祉局障害保健福祉推進室)